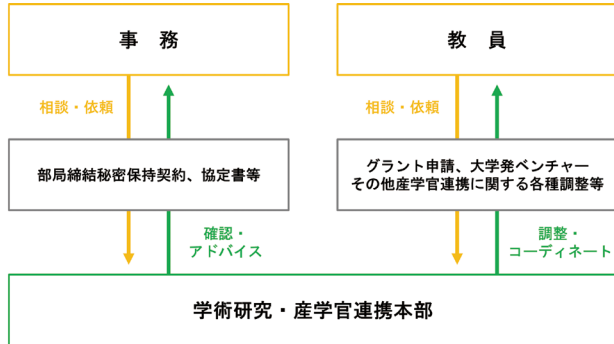


産学連携

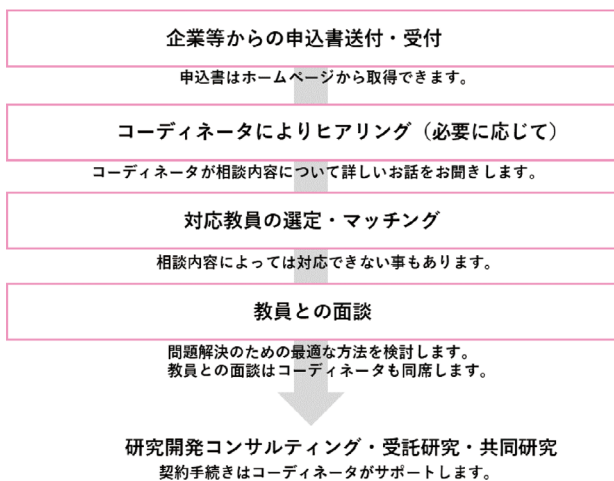
産学官連携に係る各種相談

本学は、研究者や部局事務等学内からの産学官連携に係る相談、企業や自治体等の学外からの各種相談を受け付けています。相談の流れは以下の通りです。

◆学内からの相談



◆学外からの相談



★もっと詳しく知るには

- ・学外からの相談の案内
https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/company/gd_con.php

◆お問い合わせ先

学術研究・産学官連携本部
 産学官連携推進グループ
 (九大OIP株式会社イシュードリブンチーム)
 TEL : 092-400-0484
 FAX : 092-400-0527
 E-mail : coordinate@airimaq.kyushu-u.ac.jp

共同研究等諸制度

本学は、教育・研究に続く第3の使命として積極的な「社会貢献」を掲げており、その一環として、共同研究、受託研究、研究開発コンサルティング、産学官連携を推進するための諸制度を整備しています。

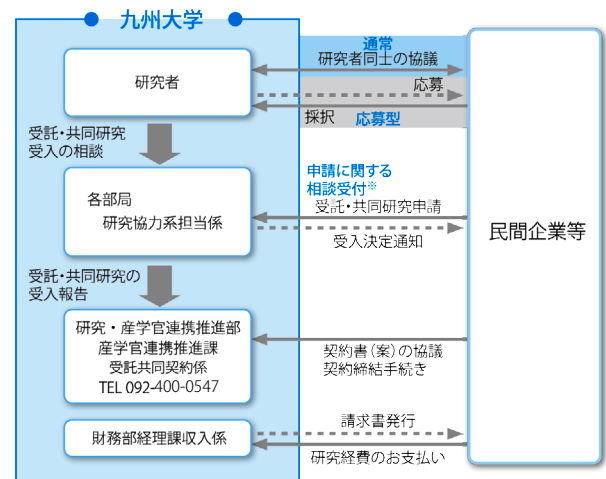
○共同研究

本学の研究者と民間企業等に所属している研究者とが、共通の研究課題に共同で取り組む研究です(受入フローは、【図1】のとおりです)。

○受託研究

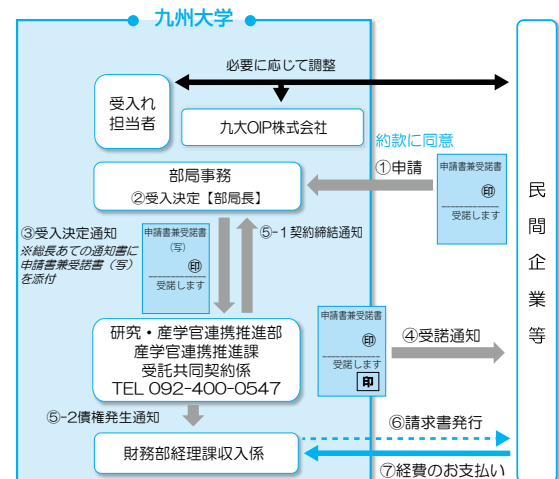
国や民間企業等から、本学が委託を受けて行う研究です。本学が受託した研究に要する経費は、委託者に負担して頂きます(受入フローは、【図1】のとおりです)。

【図1】共同研究・受託研究の受入フロー



※民間機関等と本学研究者との受託・共同研究については、事務局研究・産学官連携推進部産学官連携推進課及び研究者が所属する部局の研究協力担当係が対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

【図2】研究開発コンサルティングの受入フロー



※研究開発コンサルティングは、契約書ではなく約款（修正や交渉は行わない定型の契約文）での手続きとしています。なお、約款の内容変更（一部変更含む）は行いません。

○研究開発コンサルティング

民間機関等からの幅広い課題・要望に対して、本学研究者が教育・研究及び技術上の専門知識に基づく指導助言を通じて、委託者の業務又は活動を支援するものです。研究開発コンサルティングに要する経費は、委託者に負担していただきます(受入フローは、【図2】のとおりです)。

○知的貢献費

民間機関等との共同研究、受託研究、および研究開発コンサルティングにおいて、本学研究者が培ってきた研究基盤(専門知識や技能等)の価値の対価を研究経費に計上するものです。

本学が受け入れた知的貢献費は、その全額を計上された研究者へ配分し、研究者は、手当として直接受け取るか学内予算として活用するかを選択することが可能です。

★もっと詳しく知るには

- ・共同研究及び受託研究の案内
https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/sky/jk_flow.php
- ・研究開発コンサルティングの案内
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher2/page.php?code=69&side=company>

◆お問い合わせ先

研究・産学官連携推進部

産学官連携推進課受託共同契約係

TEL : 092-400-0547

E-mail : snskeiyaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

「組織」対「組織」の産学官連携

○共同研究部門

本学と民間機関等が共同で研究するための拠点(共同研究部門)を設置し、特定の研究分野について一定期間継続的に研究に専念して、研究の高度化と多様化を図ることを目的とした制度です。

○共同研究推進拠点

民間機関等の研究拠点を本学に受け入れ、本学と連携して多面的な産学官連携活動を推進し、本学での研究の高度化と更なる展開、研究成果の産業界への活用促進と相互の高度人材育成の充実を図ることを目的とした制度です。

【共同研究部門との違い】

特定テーマの共同研究推進に加え、双方の人材育成を図り、併せて、自社研究等の企業活動を実施可能とする連携の仕組みです。

★もっと詳しく知るには

- ・共同研究部門の案内
https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/company/cooperation_b.php
- ・共同研究推進拠点の案内
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/about/jointcenter/>

◆お問い合わせ先

学術研究・産学官連携本部産学官連携推進グループ

(九大OIP株式会社イシュードリブンチーム)

TEL : 092-400-0482

management@airimaq.kyushu-u.ac.jp

研究成果に係る名称使用

*概要

「名称使用」とは、企業等が、本学との契約に基づき本学の教員等と実施した共同研究、受託研究及び研究開発コンサルティングにより得られた成果を活用した商品・サービスに、本学の名称を使用することをいいます。

手続きは、企業等から所定の様式にて申請いただき、申請内容について確認・精査を行ったうえで、許可の可否を決定します。事前に申請内容について企業等から関係教員に確認を行っていただく必要があります。関係教員は、ご自身や大学が責任を問われることのないように、申請内容(表示内容)が事実と相違ないか、あるいは誤認される恐れがないかについて確認願います。

【基本的な考え方】

- ・本学との共同研究等の成果である事実を表示するものであること。
- ・製品等の情報に関して誇大な又は事実と異なる表示により、消費者や社会に誤認を与えることがないこと。
- ・本学と製品等の製造販売業者等とが明確に区分され、本学が製造物責任法による責任等を負うことのない表示であること。また、原則として製品そのものには表示できないこと。
- ・本学の教職員等の写真・画像等は使用しないこと。

★もっと詳しく知るには

学術研究・産学官連携本部のホームページ

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/policy-rules-forms/#forms-and-templates-17>

◆お問い合わせ先

研究・産学官連携推進部産学官連携推進課

TEL : 092-400-0536

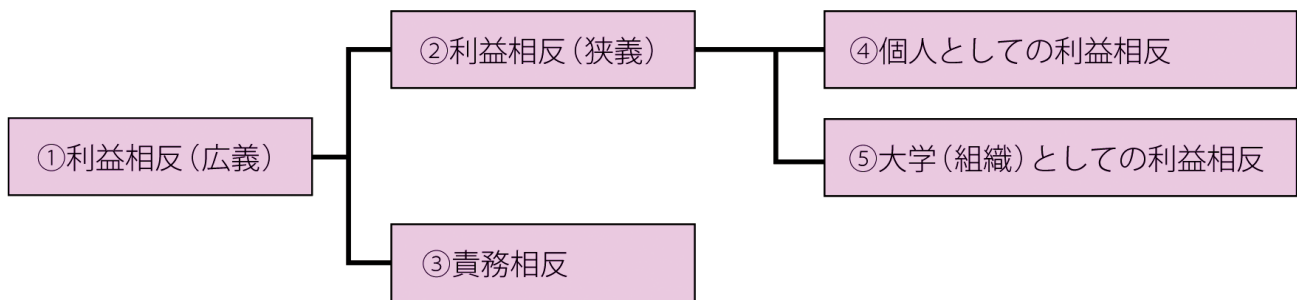
meisho@jimu.kyushu-u.ac.jp

利益相反

本学は、従来に比してより積極的な「社会貢献」を、教育・研究に続く「第三の使命」として位置付けており、その一環として共同研究、受託研究、大学発ベンチャー支援及び技術移転等、様々な産学官連携活動を推進しています。

一方、産学官連携活動の健全な推進を図るためには、いわゆる「利益相反」と呼ばれる状態を大学として主体的にマネジメントし、各職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備する必要があります。

このことから本学では、九州大学利益相反ポリシー(平成16年3月19日評議会承認)に基づき、九州大学利益相反マネジ



メント要項を制定し、利益相反マネジメントを行っています。

○利益相反とは

産学官連携活動を行う上で職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことです。しかしながら、真理の探求を目的とした研究を行い、高等教育を行う大学と、営利の追求を目的とした活動を行う企業とは、その基本的な性格・役割を異にすることから、産学官連携活動を行うに当たり職員等が企業等との関係で有する利益や責務と大学における責任とが衝突する状況が生じ得ます。これが利益相反と呼ばれる状況であり、本学においては、マネジメントの対象とする利益相反を次のとおり整理しています。

①広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反をあわせた概念

②狭義の利益相反

職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

③責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

④個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任との相反

⑤大学(組織)としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

利益相反とは、「大学における責任が果たされていない」という事実を指すのではなく、社会から「大学における責任が果たされていないのではないか」という疑念を抱かれる状況を指します。よって、法令違反とは異なる概念であり、適切なマネジメントを実施することで社会への説明責任を十分に果たすことができればよいことになります。

○マネジメント方法

①定期自己申告

毎年度1回、対象となる職員(役員(監事を除く)、教員、学

術研究員)より、産学官連携活動の有無、連携先からの経済的利益の獲得状況及び連携先のエクイティの保有状況等、利益相反を構成する事実関係について自己申告書を提出いただき、必要に応じて利益相反マネジメント・アドバイザーによるヒアリング及びアドバイス等を行っています。

②厚生労働科研及び日本医療研究開発機構(AMED)の研究に係る自己申告

厚生労働科学研究費補助金を用いた研究の実施者(研究代表者、研究分担者)、又は、日本医療研究開発機構(AMED)委託研究・補助金を用いた研究の実施者(研究開発代表者、研究開発分担者及びこれに相当する研究者)については、各研究課題の交付申請書提出(または委託研究契約締結)前までに、自己申告書(厚生労働省科学研究/日本医療研究開発機構研究用)を提出いただき、必要に応じて利益相反マネジメント・アドバイザーによるヒアリング及びアドバイス等を行っています。

③ご相談

利益相反に関する相談を学術研究・産学官連携本部において随時受け付けています。相談を希望する場合は、相談シートを提出して下さい。

○臨床研究に係る利益相反マネジメント

臨床研究は、研究対象が人間であることから、被験者の人権・生命を守り、安全にこれを実施することへ格別な配慮が求められます。そこで、医系学府・研究院・研究所及び九州大学病院では、「九州大学医系における臨床研究の利益相反に関する指針」及び「医学系部局における臨床研究に係る利益相反マネジメント要項」を策定し、上記の全学的な利益相反マネジメントに加え、臨床研究に係る利益相反マネジメントを重疊的に実施しています。

★もっと詳しく知るには

学術研究・産学官連携本部のホームページ

https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/a_policy.php

◆お問い合わせ先

研究・産学官連携推進部産学官連携推進課

TEL:092-400-0538

sosrenkei@jimu.kyushu-u.ac.jp

※九州大学は産学連携業務の一部を子会社(大学100%出資)である九大OIP株式会社に委託しています。